

呉市教育委員会議題
(令和4年3月23日定例会)

呉市教育委員会

令和4年3月23日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第16号 呉市教育振興基本計画の策定について
- 4 教議第17号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報告第4号 寄附受納について
- 6 報告第5号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 7 教議第18号 臨時代理の承認について(令和4年度教育費補正予算)
- 8 教議第19号 天応地区義務教育学校の校名・校歌・校章について
- 9 報告第6号 令和3年度教育費補正予算について
- 10 教議第20号 呉市文化財保護委員会委員の委嘱について
- 11 教議第21号 職員人事について

教議第16号

呉市教育振興基本計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

呉市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 本計画の位置付け 1
- 3 計画期間 2
- 4 対象分野 2

第2章 学校教育を取り巻く状況

- 1 社会情勢の変化 3
- 2 国の動向 5

第3章 目標と施策の体系

- 1 目標 7
- 2 施策の体系 8

第4章 施策の展開

- 基本施策1 義務教育の充実 9
 - 施策1 幼児教育の充実 12
 - 施策2 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進 . . . 13
 - 施策3 特別支援教育の推進 14
 - 施策4 ICTを活用した教育の推進 15
 - 施策5 英語教育の推進 16
 - 施策6 豊かな心と体を育てる体験活動の充実 17
 - 施策7 読書活動の推進 18
 - 施策8 教職員・組織の活性化 19
- 基本施策2 高等学校教育の充実 20
 - 施策9 総合学科の特色を生かした教育の推進 21
 - 施策10 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進 22
- 基本施策3 安全・安心な教育環境の充実 23
 - 施策11 安全・安心で快適な環境整備 24
 - 施策12 就学等への支援 25
 - 施策13 いじめなどの問題行動や不登校への取組 26
 - 施策14 防災教育の推進 28

第5章 施策の推進に当たって

- 1 関係機関・団体等との連携 29
- 2 積極的な情報発信 29
- 3 計画の進捗管理 29

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画を策定しています。

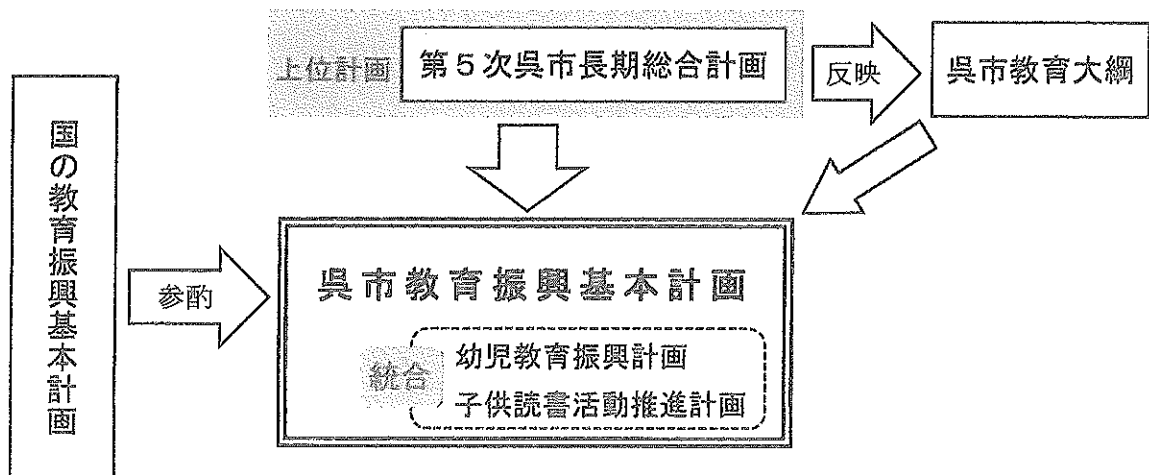
また、地方公共団体は、教育基本法第17条第2項の規定により、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

こうしたことから、社会情勢等を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望を持ち、呉市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、本計画を策定するものです。

2 本計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画であり、まちづくりの基本となる「第5次呉市長期総合計画」の分野別計画に位置付け、教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策を定めた「呉市教育大綱」を踏まえ、教育基本法に基づく呉市における教育の振興に関する基本的な計画として定めるものです。

また、これまで別途策定していた「呉市幼児教育振興計画」と「呉市子供読書活動推進計画」を本計画に統合します。



教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 対象分野

対象とする分野は、教育委員会が所管する小学校・中学校・高等学校の学校教育と就学前の幼児教育とします。

第2章 学校教育を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進展と地域コミュニティの希薄化

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少傾向にあり、人口構造については14歳以下の年少人口が年々減少する一方で、65歳以上の高齢者人口の増加が続いています。人口減少や少子高齢化の進展が社会や市民生活に与える影響が懸念されます。

また、核家族化、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下などが懸念されています。

こうした現状を踏まえ、学校と地域の連携・協働により、地域のコミュニティを再構築し、子どもの学びや育ちを支える体制を確立していくことが重要になります。

(2) 自然災害の発生や感染症の流行等

地震や津波、集中豪雨・台風などにより、日本各地で様々な自然災害が発生しており、平成30年7月豪雨では、本市も大きな被害を受けました。自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置いた学校の防災管理とともに、子どもたちに防災に関する基礎的・基本的事項を理解させ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度を養う防災教育が求められています。

また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、我が国においても初めて緊急事態宣言が出されるなど、日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校においては、子どもたちの学びを保障するため、感染症対策を講じながら様々な工夫をし、教育活動を継続する必要があります。

これら以外にも事件・事故など、様々な状況を想定し、有事の際にも、持続的な学校運営や学習機会の確保など、様々な教育活動が継続できるような取組が求められています。

(3) グローバル化の進展

情報通信分野や交通分野での技術革新により、人や情報、文化等は国や地域を越えて自由に行き来し、生活圏も広がっています。

また、貧困、紛争、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大しています。

このような状況の中、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発

のための2030アジェンダ」には、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国が取り組むべき目標を示した「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

この目標達成に向け、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、市や県を越え、国を越えて、他者と連携・協働し、課題の解決に取り組むことが求められています。

歴史の中で育まれた呉市の豊かな文化、人・もの・ことに触れながら、郷土に学び、郷土への誇りや愛着を持つことができるようにするとともに、異文化を理解し、国際的視野に立って、多様な人々と共に生きる態度を養うなど、グローバルに活躍する人材の育成を図ることが重要です。

(4) 情報化社会の進展

ICT機器の急速な普及に伴い、飛躍的に情報化社会が進展し、人工知能（AI）が様々な分野で活用されるなど、社会や生活が大きく変化しています。一方では、個人情報流出等の問題に加え、子どもたちがSNS等を利用することで生じるトラブルなどの課題も指摘されています。

小・中学校においては、GIGAスクール構想の実現に向け、児童・生徒に一人1台端末が整備され、様々な教育活動の中で、学びのツールとして活用され始めています。プログラミングや情報モラルを含めて、情報活用能力を育成することができるよう、ICT機器を活用した教育の充実が求められています。

(5) 教育の機会均等

家庭の社会的・経済的背景と子どもの学力には相関関係がみられており、家計所得が学校段階において影響を与えているとの報告もあります。

経済的格差や障害の有無、日本語指導の必要性、不登校など、どのような状況においても、全ての子どもたちが安心して学ぶ機会が提供されるべきであり、それぞれの夢や目標に向かって力を発揮することができる社会を構築する必要があります。

多様なニーズに対応した教育の機会を提供するために、個別の支援を充実させるとともに、関係機関等との更なる連携が求められています。

(6) 働き方改革の推進

社会全体で、働き方改革が進められており、学校においても喫緊の課題となっています。一方で、急激な社会の変化に伴い、学校が抱える課題はより複雑化し、解決困難なものが増加しています。

学校における働き方を見直し、教職員のモチベーションの向上や子どもと向き合う時間の確保ができるよう、負担軽減や業務改善を図る必要があり、同時に教職員の資質・能力を高め、教育の質の向上を図ることも求められています。

2 国の動向

(1) 国の教育振興基本計画

国の「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～令和4年度）は、第2期の計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承し、次の姿を目指すものとしています。

【目指すべき姿】

個人	自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
社会	一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現 社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

また、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えて取り組むこととし、基本的な方針として次の五つが示されています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

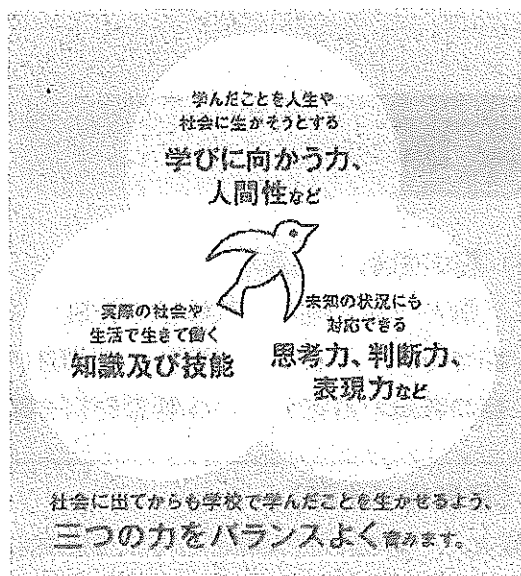
- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 学習指導要領等の改訂

平成30年度に幼稚園教育要領，令和2年度に小学校学習指導要領，令和3年度に中学校学習指導要領がそれぞれ全面実施され，令和4年度には高等学校学習指導要領が年次進行で実施されます。

各要領においては，「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し，連携及び協働によって，新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

また，複雑で予測困難な時代の中でも，子どもたち一人ひとりが，主体的に関わり合い，多様な他者と協働しながら，未来の創り手となることができるよう，必要な力が次の三つの柱で整理されています。社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう，これらの資質・能力をバランスよく育成することを目指すものとされています。



文部科学省HPより

【資質・能力の三つの柱】

- ・ 実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」
- ・ 未知の状況にも対応できる「思考力，判断力，表現力等」
- ・ 学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力，人間性等」

第3章 目標と施策の体系

1 目標

未来を創る人材を育てる

第5次呉市長期総合計画に掲げる子育て・教育分野における「目指すべき姿」を踏まえ、本計画の目標を「未来を創る人材を育てる」とします。

幼児教育においては、保育所、幼稚園や認定こども園、家庭や地域社会における学びを通して、就学前の子どもの健康な心と体や、未来を創り出す力、小学校につながる教育の基礎を培い、全ての子どもの健やかな育ちを支えます。

また、学校教育においては、呉市が全国の先陣を切って取り組んできた小中一貫教育を基盤として、子どもたちが自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、自ら学び、育つことで、チャレンジ精神を持ちながら自らの意思と力で生き方を選択し、新たな価値を創造することができる人材となるための教育を実施します。

さらに、支援を必要とする児童・生徒はもとより、全ての子どもたちが、安全・安心に学ぶことができる教育環境を整えます。

これらの施策により、未来を創る人材を育てます。

2 施策の体系

基本施策1 義務教育の充実

施策1 幼児教育の充実

施策2 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進

施策3 特別支援教育の推進

施策4 ICTを活用した教育の推進

施策5 英語教育の推進

施策6 豊かな心と体を育てる体験活動の充実

施策7 読書活動の推進

施策8 教職員・組織の活性化

基本施策2 高等学校教育の充実

施策9 総合学科の特色を生かした教育の推進

施策10 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

基本施策3 安全・安心な教育環境の充実

施策11 安全・安心で快適な環境整備

施策12 就学等への支援

施策13 いじめなどの問題行動や不登校への取組

施策14 防災教育の推進

第4章 施策の展開

基本施策1 義務教育の充実

呉市では、中一ギャップの解消と自尊感情の向上のための取組を基盤とした資質・能力の育成をねらいとして小中一貫教育を推進してきました。これまで進めてきた小中一貫教育を基盤とし、四つの“つながり”を重視した教育を展開し、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。

幼児教育から義務教育、高等学校教育等につながる系統的な教育活動を重視するとともに、Society5.0時代における創造性を育み、一人ひとりに個別最適化された学びへのICTの積極的な活用や情報活用能力を高める学び、英語教育、豊かな心と体を育てる体験活動などを推進し、家庭や地域社会と連携しながら、自らが学び、育つことで子どもたちの生きる力を育む義務教育の充実を図ります。

また、障害のある子どもの社会的な自立や社会参加に向け、障害の種別、程度、発達段階などに応じた専門的な指導・支援の充実を図ります。

【四つの“つながり”を重視した教育の展開】

○目指す姿の“つながり”

心身の発達の段階や特性を踏まえ、幼児教育、小中一貫教育（小・中学校）、高等学校教育等を通じて、系統的に資質・能力を育成します。

○異年齢や学校段階等間の“つながり”

異年齢の子どもなど、様々な人々と世代を越えた交流を通して、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い、自尊感情の向上を図ります。

○家庭・地域社会との“つながり”

教育方針や特色ある教育活動の取組、子どもの状況などについて家庭や地域社会の理解を求め、協力を得るとともに、連携を図りながら教育活動を展開します。

○地域の「人・もの・こと」との“つながり”

各中学校区の特色を生かし、地域の「人・もの・こと」を活用しながら、世界につながる教育、未来につながる教育を展開します。また、多様な学びを子どもたちが地域等で表現する“学びの発信”を大切にします。

指 標

項 目	現 状		目 標	
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均値との差) <R3全国平均正答率> 小6国 64.7% 中3国 64.6% 小6算 70.2% 中3数 57.2% ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 国語 4.3 中 国語 ▲0.6 小 算数 0.8 中 数学 ▲1.2	R8	小 国語 6.0 中 国語 5.0 小 算数 5.0 中 数学 5.0
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 85.0% 中 76.2%	R8	小 90.0% 中 85.0%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 57.5% 中 54.9%	R8	小 60.0% 中 57.0%
授業でタブレット端末を活用することができる教職員の割合 ≪タブレット端末の使用状況調査及びアンケート調査≫	R3	87.9%	R8	100.0%
タブレット端末を活用するのは勉強に役立つと考える児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 94.9% 中 94.3%	R8	小 96.0% 中 96.0%
自分の考えや気持ちなどを英語で伝え合うことのできる児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 77.5% 中 70.7%	R8	小 80.0% 中 75.0%
自分にはよいところがあると思っている児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 80.2% 中 80.9%	R8	小 85.0% 中 85.0%
運動やスポーツが好きな児童・生徒の割合 ≪全国体力・運動能力、運動習慣調査≫	R1	小 92.0% 中 83.7%	R8	小 95.0% 中 85.0%

項目	現状		目標	
1か月の間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合 ≪広島県児童生徒学習意識等調査≫	R3	小 8.9% 中 21.6%	R8	小 2.0%以下 中 8.0%以下
興味・関心があることや学習に関することを、本や資料を活用して調べている児童・生徒の割合 ≪広島県児童生徒学習意識等調査≫	R3	小 68.7% 中 57.4%	R8	小 70.0% 中 60.0%
(小) 本を読んで、知りたいことが分かったり、自分の考えを広げたりすることがある児童の割合 (中) 本を読んで、自分の生き方や社会との関わり方について考えることがある生徒の割合 ≪広島県児童生徒学習意識等調査≫	R3	小 76.3% 中 61.6%	R8	小 80.0% 中 65.0%
日々の業務の中で充実感を得られていると感じる教職員の割合 ≪学校の業務改善に係るアンケート調査≫	R2	84.5%	R8	100.0%

施策 1 幼児教育の充実

呉市の子育て担当部局や保育所、幼稚園、認定こども園などと連携し、幼児教育における子どもの育ちと学びが、小学校以降の学習と円滑につながるよう努めます。

【主な取組】

◆ 体験を重視した教育の推進

遊びや生活の中で、諸感覚を働かせながら試行錯誤し、充実感や満足感を味わうことができるよう、一人ひとりの子どもの実態に合わせた意図的・計画的な環境構成を工夫します。

◆ 義務教育とつなぐ幼児教育の推進

保育所、幼稚園、認定こども園などと小学校との合同行事や合同研修会の実施の促進、返事や挨拶ができる子どもの育成や、絵本に親しむ活動に係る取組を推進するとともに、保育士・教職員等の資質の向上を目指した各種研修会の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育等の専門機関との円滑な連携の下、共通理解を図りながら障害のある子どもへの支援の充実を推進します。

◆ 接続カリキュラムに基づく教育内容づくりの推進

保育所、幼稚園、認定こども園などから小学校への円滑な接続を目的とした接続カリキュラムを基に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したり、互いの活動内容等の連携を図ったりすることで、生活科を中心とした、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、乳幼児期の育ちと学びを小学校の学びにつなぐ教育内容づくりを推進します。

施策2 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進

「未来を創る人材の育成」を目指した教育活動を展開し、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。その際、「目指す姿」「異年齢や学校段階等間」「家庭・地域社会」そして「地域の人・もの・こと」の四つの“つながり”を重視し、各中学校区の特色を生かした取組を進めます。

【主な取組】

◆ 小中一貫教育の推進

義務教育9年間の目指す児童・生徒像や育成を目指す資質・能力を明確にし、異年齢で取り組む小中合同挨拶運動や地域クリーン活動、地域防災訓練などの中学校区の特色を生かした取組や、小・中学校の教職員合同で行う授業改善を推進します。これらの取組を通して、小学校と中学校との連携、学校と家庭や地域社会との連携を深めながら、新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指します。

加配講師等による小・中学校間の乗り入れ授業やカリキュラム・マネジメントの充実に向けた研修、研修成果の共有を目的とした公開研究会等を実施し、義務教育9年間を見通した指導の充実を図ります。

◆ 義務教育学校の教育の展開

平成30年7月豪雨で被害を受けた天応中学校は、天応小学校の敷地内に仮移転していますが、令和5年4月に両校を一体化して義務教育学校を開設します。新しい義務教育学校では、9年間を通じた教育課程を編成し、より系統的な教育を目指します。

◆ 「人・もの・こと」を活用した教育の活性化

教職員以外の専門スタッフ、地域の素材や学習環境といった、地域や市内外の高等教育機関等の「人・もの・こと」を効果的に活用し、教育活動の質の向上を図ります。

施策3 特別支援教育の推進

障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導・支援を行うことで、子どもたちが生活上・学習上の困難を克服し、自立や社会参加ができるよう努めます。

【主な取組】

◆ 特別支援学級指導員の配置

小・中学校の特別支援学級に在籍する子どもの教育的ニーズに対応した指導の援助を行うため、特別支援学級指導員を配置します。

この指導員は、主に基本的な生活習慣を身に付けるための指導の援助、健康・安全の確保、教室間の移動の援助、学校行事等での指導の援助などを行います。

◆ 学校教育指導補助員の配置

小・中学校の通常学級に在籍する発達障害のある子どもへの指導の援助を行うため、学校教育指導補助員を配置します。

この指導補助員は、主に学習活動における指導の援助、学校生活を送る上での援助、学校行事等での指導の援助などを行います。

◆ 専門家による巡回相談

発達障害に関する知識を有する専門家による小・中・高等学校への巡回相談を実施するなど、発達障害のある子どもへの支援を充実させます。

◆ 就学相談・教育相談の充実

就学相談・教育相談を通して、子どもたちの発達の状況に応じた適切な就学先を決定し、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を活用して、保育所、幼稚園、認定こども園などと小・中学校との連携を深めます。

施策4 ICTを活用した教育の推進

GIGAスクール構想の実現のため、一人1台の学習用タブレット端末と通信ネットワーク環境を整備しました。

今後も、情報活用能力を社会で活用できる子どもたちを育成するために、時代に応じた学びを支えます。

【主な取組】

◆ 学校ICT環境の充実

教職員や子どもたちのタブレット端末活用をサポートするICT支援員の派遣や、タブレット端末活用時のトラブルに対応する問合せ窓口（民間事業者と契約）の活用により、子どもたちの学びを支える学校ICT環境を充実させます。

また、デジタル教材の導入を推進するとともに、教職員の更なるICT活用指導力向上を目指して、研修の充実を図ります。

◆ タブレット端末を活用した教育の推進

授業支援アプリやオンライン会議システムなどのタブレット端末の機能を活用した教育を推進することで、子どもたちの学びの充実を図り、新しい時代に即した情報活用能力を育成します。

タブレット端末の活用には、特に個人情報・著作権の保護などが必要となるため、自分も他人も傷つけないよう、情報モラルに関する指導を徹底するとともに、家庭に対しても継続して啓発を行います。

また、タブレット端末で動画や音声など多様なデジタル教材を活用することで、特別な支援が必要な子どもや外国籍等の子どもなどを含め、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを目指します。

◆ 感染症や災害等の事態に対応したオンライン授業

感染症や災害等による緊急事態で登校できないような場合でも、ICT機器を活用したオンライン授業などにより、子どもたちの学びを保障するよう取り組みます。

施策5 英語教育の推進

グローバル社会を主体的に生き抜くために必要な英語を用いたコミュニケーション能力を育成するとともに、異文化理解を深め、言語の違い等の多様性を受け入れ、国際的な視野を広げることができるよう、英語教育の充実を図ります。

【主な取組】

◆ 外国人講師や加配講師による英語指導

外国人講師（英語のネイティブスピーカー）や外国語活動・外国語科の授業を担当する加配講師が、学級担任等と共に授業を行うことで、子どもたちが生きた英語に触れる機会を増やし、英語力の向上と国際理解教育の充実を図ります。

◆ 中学校教員が小学校に乗り入れて行う英語授業

中学校教員が、その専門性を生かしながら小学校に乗り入れて小学校教員と合同で英語授業を行うことで、小・中学校間の円滑な接続を図り、子どもたちの英語力の向上を目指します。

施策6 豊かな心と体を育てる体験活動の充実

地域の施設や文化財などの見学，地域等の講師による専門的な指導など，子どもたちの心を動かす体験活動を充実させることで，豊かな感性と郷土を愛する心を育みます。

また，子どもたちが運動に親しみ，体力の向上を図る取組を進めます。

【主な取組】

◆ ふるさと文化探訪などによる郷土を愛する心の育成

国の重要文化財である旧呉鎮守府司令長官官舎（入船山記念館内），重要伝統的建造物群保存地区に指定されている豊町御手洗地区，呉の歴史や科学技術を紹介している大和ミュージアムなどを探訪し，呉の文化や歴史に触れることで，子どもたちの郷土を愛する心を育みます。

◆ 文化芸術体験

呉市立美術館・蘭島閣美術館の見学で美術作品に触れたり，オーケストラ鑑賞教室や地域等の講師による洋楽鑑賞会・邦楽鑑賞会などで世界各国の音楽や我が国の伝統的な音楽に触れたりすることを通して，子どもたちの豊かな感性を育みます。

◆ トップアスリートの派遣

国内外で活躍する選手やコーチなどのトップアスリート等による体育授業や運動部活動における指導を実施し，子どもの運動意欲の向上や技能の習得，教職員の指導力向上を図ります。

◆ 部活動指導員の配置

中学校に，専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置し，生徒の体力・能力に応じた適切な練習法の導入など運動部活動の質的な向上を図ります。

施策7 読書活動の推進

子どもにとって、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を確かなものにするものです。乳幼児期から発達段階に応じ、学校と家庭や地域が協力して、「本に親しむ」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」ことを重視した取組を進めます。

【主な取組】

◆ 読書習慣の形成に向けた取組

乳幼児期からの本の読み聞かせや推薦図書の紹介など、家庭への啓発活動を継続的に行います。

また、「『子ども司書』養成講座」や「ブックリスト読書感想文」などのイベントを開催したりすることで、読書好きな子どもを増やします。

◆ 学校図書館の利活用

各教科等において学校図書館の利活用を促進し、子どもたちの主体的な学習を支え、言語能力や情報活用能力などを学校全体で計画的かつ体系的に育みます。

◆ 読書習慣の形成を支える環境整備

学校図書館だけでなく、市立図書館やまちづくりセンターなどの蔵書の整備・充実を図るとともに、子どもが進んで本を選べるような環境づくりに努めます。

また、学校において読書活動を推進するボランティアが交流する機会を設けることで、読書活動の充実に向けた取組を支援します。

施策 8 教職員・組織の活性化

教職員の資質・能力の向上を図るとともに、教職員一人ひとりが健康で生き生きとやりがいを持って働くことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

◆ 働き方改革の推進

ICT活用による業務改善を進めるなどして学校における働き方改革を推進し、教職員の子どもたちと向き合う時間の確保と長時間勤務の縮減を図ります。

◆ 教職員の育成と組織の活性化

広島県教育委員会と連携しながら、教職員の職務経験や求められる役割に応じ、ニーズに合わせた研修の充実を図ります。

また、教職員一人ひとりの学校運営に参画する意識を高め、学校の教育力の向上を図ります。

基本施策2 高等学校教育の充実

呉市立呉高等学校は、呉市唯一の市立高校であり、呉・賀茂地区で唯一の総合学科を持つ高校です。総合学科とは、普通教育と工業・商業等の職業教育の両方を総合的に学ぶことができる学科で、幅広い選択科目の履修が可能となっており、生徒が将来の進路選択の自覚を深め、様々な学習を通して自分の個性や適性を発見することができます。

呉高等学校では、生徒個々の希望と適性に応じた学びを推進するとともに、地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識を高めるための教育活動を広汎に展開します。こうした実践を通じて、持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出す力を磨く、総合学科の特色を生かした高等学校教育の充実を図ります。

指 標

項目	現 状		目 標	
呉高等学校に行かせてよかったと感じている保護者の割合 《学校評価(学年末)アンケート》	R2	94.5%	R8	96.0%
年間1回以上ボランティア活動に参加した呉高等学校生徒の割合 《学校評価年度末結果》	R1	71.0%	R8	80.0%

施策 9 総合学科の特色を生かした教育の推進

呉高等学校では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心が多様化するなど、様々な課題が複雑化、高度化する先行き不透明な社会において、力強く生き抜き、社会に貢献する人材を育成するための取組を進めます。

【主な取組】

◆ 多様な科目選択による学際的な学びの展開

総合学科の特色を最大限に生かし、生徒が興味を持ち、必要とする科目を選択できるようなカリキュラムの開発と実践を行います。そのために、市内外の関係機関等と連携しながら複数の教科の知識が関連するような学際的な科目を設定するなど、市立高校ならではの教育内容づくりを推進します。

◆ ESD・SDGsを基軸とした教育内容づくりの推進

ESD・SDGsを基軸とした、「総合的な探究の時間」や呉高等学校で独自に設定した科目である「防災」や「福祉基礎」などの授業を通して、地域課題を発見し、それを解決する意欲と実践力を備えた、持続可能な社会づくりに貢献する人材を育成します。

◆ ICT機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現、情報活用能力の育成

全ての生徒が学習用タブレット端末を活用した授業を受けられるよう校内体制を整備するとともに、ICT機器を活用した授業改善を進め、より探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現を図ります。

また、教育活動全体で情報モラルを身に付けさせるとともに、情報と情報技術を適切に活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、これからの情報社会に主体的に参画するための情報活用能力を育成します。

施策 10 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

部活動や学校行事を充実させるとともに、生徒にボランティア活動への参加を促すことなどにより、自立と社会貢献への意識を育みます。

【主な取組】

- ◆ **部活動・学校行事の充実による自主性・自立性の育成**
部活動や学校行事を通して、学校生活を充実させるとともに、心身の調和の取れた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としての自主性・自立性を養います。

- ◆ **ボランティア活動への積極的参加による社会貢献の意識の醸成**
地域活動への参加を通して、地域の願いや社会問題に対する関心を深め、社会貢献への意欲と実践力を高めます。

基本施策3 安全・安心な教育環境の充実

学校は、子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、学校施設の老朽化対策や快適性の向上に向けた取組を計画的に進めます。あわせて、登下校時の安全確保や就学支援、通学支援などに取り組むことにより、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

いじめや暴力行為、不登校などを防止するため、教育活動を通じて豊かな情操や道徳心を培うとともに、いじめの早期発見・早期対応の体制の充実などの対策を総合的かつ効果的に推進します。

「自分の命は自分で守る」力を育成するために、防災教育を推進します。

指 標

項目	現 状		目 標	
小・中学校トイレの洋式化率 《公立学校施設のトイレ状況調査》	R2	32.5%	R8	66.0%
不審者情報を基に児童・生徒へ安全指導を実施した学校の割合 《学校安全に関する取組状況調査》	R2	100.0%	R8	100.0%
不登校児童・生徒の割合 《児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査》	R1	小 0.6% 中 2.3%	R8	小 0.5% 中 2.0%
学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	R3	小 82.8% 中 81.9%	R8	小 90.0% 中 90.0%
自分が住む地域に起こりやすい災害について理解している児童・生徒の割合 《「呉市学校防災週間」取組内容調査》	R3	小 — 中 —	R8	小 100.0% 中 100.0%
災害時に避難する場所や避難の仕方について理解している児童・生徒の割合 《「呉市学校防災週間」取組内容調査》	R3	小 — 中 —	R8	小 100.0% 中 100.0%

施策 11 安全・安心で快適な環境整備

子どもたちが安全に、安心して、快適に学校生活を送ることができるよう、学校施設の老朽化対策や設備の充実等の環境整備を推進します。

また、登下校時等の安全確保に努め、学校の内外で発生する事故や犯罪、交通事故などから子どもたちを守ります。

【主な取組】

◆ 学校施設の長寿命化

令和3年3月に、学校施設を将来にわたって長く使い続けるため、適切な改修工事を実施することなどにより耐用年数を延ばすことができるよう「呉市立学校施設長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、学校施設や設備の老朽化に対応した長寿命化改修を行います。

◆ ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心で快適な教育環境づくり

障害の有無、性別、国籍などにかかわらず全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した教育環境づくりを推進します。学校施設・設備においては、洋式トイレへの改修やエレベーターの設置、段差解消、適切なスロープ・手すりの設置等のバリアフリー化を進めます。

また、熱中症対策等に対応し、子どもたちが快適に学習できるよう、空調設備の整備を推進します。

◆ 登下校時や休日等の安全確保

通学路における安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に対し危険箇所の改善要望をするなど、関係機関と連携し安全確保に努めます。あわせて、交通安全教室や自転車教室を実施するなど、子どもたちに交通安全指導を徹底します。

また、子どもたちが危険を感じたときに駆け込める緊急避難所「呉こども110番の家」の活動や、不審者情報を保護者や地域住民などの登録者にメール配信して情報共有を図る取組などを通じて、子どもを見守る安全活動の体制を構築します。

施策 12 就学等への支援

家庭環境など様々な要因により支援を必要とする子どもたちを支えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい取組を行います。

【主な取組】

◆ 経済的に困っている家庭への就学支援

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、経済的に困っている家庭に、給食費や学用品費など、就学に必要な費用の一部を援助します。

◆ 遠距離等通学費に対する支援

遠距離等の理由により、徒歩・自転車による通学が困難な場合に、学校長が公共交通機関を利用して通学することを認めることがあります。このときの通学定期代を補助することで、子どもの通学手段を確保し、保護者の経済的負担を軽減します。

◆ スクールバス・スクールタクシーによる通学支援

徒歩・自転車による通学や、公共交通機関を利用しての通学が困難な地域の子どもの通学手段を確保するため、呉市がスクールバスやスクールタクシーを運行します。

◆ 母国語通訳による支援など外国籍等の子どもの受入体制の充実

授業や懇談会における母国語通訳による支援や学校通信等の翻訳、学習や生活に関する支援により、教職員と子どもたちや保護者との円滑な連携を図り、受入体制の充実に努めます。

施策 13 いじめなどの問題行動や不登校への取組

子どもたちの健全な成長を促し、自己指導能力の育成を目指すとともに、安全で安心な学校生活を実現するために、いじめや不登校等に対する生徒指導体制の充実を図ります。

【主な取組】

◆ 早期発見・早期対応の体制の充実

いじめ撲滅キャンペーンやいじめ防止プロジェクト会議などを通じて、いじめや暴力行為を許さない意識を醸成します。

いじめが発見された場合は、いじめ対応チームを直ちに立ち上げ、早期解決に向けた組織的体制を構築します。

また、子どもたちが安心して学校生活を送るため、いじめアンケートを実施したり、教育相談の充実を図るなどして、実態の把握に努めます。

◆ スクールカウンセラーの派遣

不登校等の問題に対応するため、子どもとその保護者や教職員の相談役として専門的な立場から支援するスクールカウンセラーを学校に派遣します。

◆ スクールソーシャルワーカーの派遣

様々な問題を抱えている子どもとその保護者に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、指導上の諸問題の解決を図るため、教育や福祉に関する専門的な知識・技術や経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣します。

◆ 適応指導教室の運営

不登校の子どもが学校以外に活動できる場所として、適応指導教室（つばき学級）を運営します。カウンセリング、集団生活への適応指導、学習の援助等を行うことにより、不登校問題の解決（学校復帰）を図ります。

◆ メンタルフレンドの派遣

不登校の子どもに対して、家庭訪問等を行い、自主性、社会性等の伸長を援助するため、理解と情熱を有する大学生等をメンタルフレンドとして派遣します。

◆ スペシャルサポートルームの設置

学校内にスペシャルサポートルームをつくり、問題を抱えている子どもたちに適切な学習支援等を行うなど、不登校の未然防止と社会的自立に向けた支援の強化・充実を図ります。

◆ 生徒指導の三機能を生かした授業づくり

生徒指導の三機能（自己決定の場を与える，自己存在感を与える，共感的人間関係を育成する）を生かした授業づくりを行い，子どもたちの自己指導能力を育成します。

施策 14 防災教育の推進

頻発する自然災害に対して、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ために主体的に行動する能力を身に付ける取組を推進します。

また、過去の災害の経験や記憶を風化させることなく教訓として未来への継承に取り組めます。

【主な取組】

◆ 呉市学校防災週間

平成30年7月豪雨災害の経験や記憶を風化させることなく次代へ継承していくため、毎年7月6日を含む1週間を呉市学校防災週間と位置付け、平成30年7月豪雨災害の話を地域住民から聞いたり、道徳の授業で「命に関わる授業」を実施したりするなど、各学校の実情に応じて防災に向けた取組を行います。

◆ 「呉市防災教育のための手引き」の活用

義務教育9年間を見通した土砂災害等に関する防災教育カリキュラム等を示した「呉市防災教育のための手引き」を活用して防災教育を行い、子どもたちの「自分の命は自分で守る力」の育成を推進します。

第5章 施策の推進に当たって

1 関係機関・団体等との連携

本計画に掲げた施策を効果的かつ総合的に推進していくため、文化・スポーツ・福祉・市民生活などの各分野を所管する市長部局を始め、広島県教育委員会や市内外の高等教育機関などの関係機関と緊密な連携を図ります。

また、社会総ぐるみで教育環境を整えていくために、学校・家庭・地域や教育関係団体等との連携を図るとともに、市民との協働による施策の推進に取り組みます。

2 積極的な情報発信

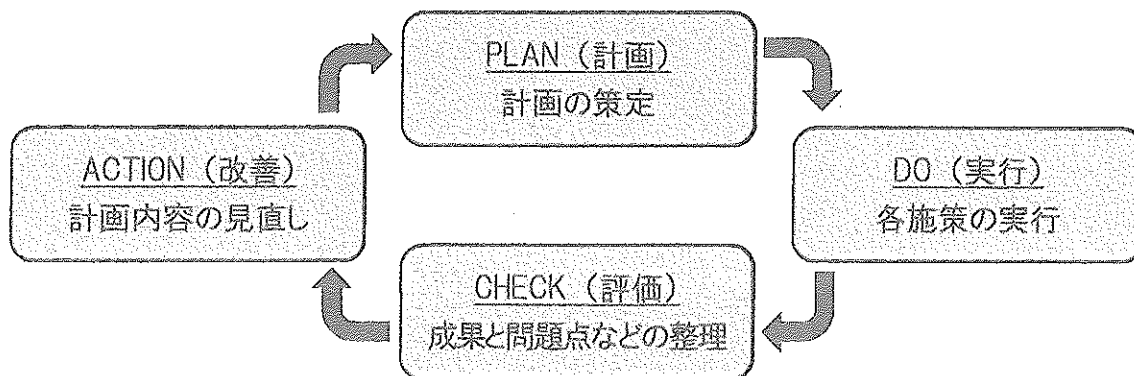
本計画を市ホームページに掲載する等により、本市の教育行政が目指す方向性や施策の内容等について周知を図ります。

また、教育委員会が実施する施策・事業について、積極的に情報発信するとともに、市民ニーズの把握に努めます。

3 計画の進捗管理

今後は、客観的な根拠に基づくPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を確立し、本計画の推進に努め、事業の進捗管理では個別施策の進捗状況に加え、本計画全体の成果についても総合的に評価し、改善につなげます。

また、社会情勢や市民ニーズの変化などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画を見直します。



新旧対照表

旧（1月定例会時点）	新（今回修正）
<p>14 ページ下段</p> <p>施策3 特別支援教育の推進</p> <p>◆ 就学相談・教育相談の充実</p> <p>就学相談・教育相談を通して、子どもたちの発達状況に応じた適切な就学指導方針を決定し、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を活用して、保育所、幼稚園、認定こども園などと小・中学校との連携を深めます。</p>	<p>◆ 就学相談・教育相談の充実</p> <p>就学相談・教育相談を通して、子どもたちの発達状況に応じた適切な就学先を決定し、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を活用して、保育所、幼稚園、認定こども園などと小・中学校との連携を深めます。</p>
<p>20 ページ上段</p> <p>基本施策2 高等学校教育の充実</p> <p>呉市立呉高等学校は、呉市唯一の市立高校であり、<u>呉・賀茂学区</u>で唯一の総合学科を持つ高校です。～以下略～</p>	<p>呉市立呉高等学校は、呉市唯一の市立高校であり、<u>呉・賀茂地区</u>で唯一の総合学科を持つ高校です。～以下略～</p>
<p>その他</p> <p>※印を付した注釈の部分は、巻末に資料編として用語解説を付け、そちらに移します。</p>	

教議第17号

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

呉市外国語指導助手任用規則（令和2年呉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 呉市教育委員会(以下「委員会」という。)は、外国語指導助手の勤務成績が優秀又は良好であると認める場合には、再度の任用を行うことができるものとする。ただし、<u>引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。また、年度途中採用については、別に定める。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 呉市教育委員会(以下「委員会」という。)は、外国語指導助手の勤務成績が優秀又は良好であると認める場合には、再度の任用を行うことができるものとする。ただし、<u>年度途中採用については、別に定める。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定にかかわらず、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。ただし、語学指導等を行う外国青年招致事業又は姉妹友好都市からの招致の実施に特段の事情がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(勤務時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の勤務に当たっては、当該週の勤務時間の合計が<u>40時間</u>を超える勤務をさせないものとし、1日については<u>8時間</u>を超えて勤務させないものとする。また、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第13条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の勤務に当たっては、当該週の勤務時間の合計が<u>38時間45分</u>を超える勤務をさせないものとし、1日については<u>7時間45分</u>を超えて勤務させないものとする。また、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第13条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p>

- (1) 略
- (2) 外国語指導助手が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) ～(5) 略
- (6) 女子の外国語指導助手が6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

- (1) 略
- (2) 外国語指導助手が結婚する場合 7日(勤務時間を割り振らない日を除く。)以内で必要と認める期間
- (3) ～(5) 略
- (6) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において10日の範囲内の期間
- (7) 女子の外国語指導助手が出産する場合 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から出産の日までの期間(以下この号において「産前期間」という。)及び出産の日の翌日から起算して8週間(産前期間が6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)に満たない場合には、当該満たない日数を2週間を限度として8週間に加えた期間)を経過する日までの期間
- (8) 外国語指導助手の妻(届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 出産のために入院をした日から、出産の日の翌日から起算して1月を経過する日までの期間内において7日以内で必要と認める期間
- (9) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の外国語指導助手にあつては、その子の当該男子の外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間

(8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日 (養育する子が二人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(10) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつたときには、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間

(11) 略

を超えない期間)

(10) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間

(11) 女子の外国語指導助手が前号に規定する休暇をその上限まで取得し、なお生理日の就業が著しく困難な場合 その都度必要と認める期間

(12) 中学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の疾病若しくは負傷の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 対象となる子一人につき1の年度において5日

(13) 妊娠中及び出産後1年以内の子を育てる女子の外国語指導助手が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導若しくは同法第13条に規定する健康診査を受ける場合又はこれらの保健指導、健康診査等に基づく医師の指導等により、勤務しないことが必要であると認められる場合 必要と認める期間

(14) 略

(15) 妊娠中の女子の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認める時間

(16) 外国語指導助手がその業務に係る知識の維持・向上を目的として自主的に調査又は研究を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の

(12) 略

2 前項第1号から第5号まで及び第9号から第12号までの特別休暇は有給とし、第6号から第8号までの特別休暇は無給とする。

3 委員会は、出産した外国語指導助手を、その出産の日の翌日から8週間を経過するまでの間勤務させてはならない。ただし、その出産した日の翌日から6週間を経過した後、当該外国語指導助手からの請求に基づき、当該外国語指導助手について医師が支障がないと認めた業務に就く期間、この限りでない。

4 前項の規定により勤務しない期間は、報酬を支給しない。

(介護休暇)

第15条 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成7年呉市規則第46号）で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められるときは、5日（要介護者が二人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で委員会の承認を受け、介護休暇を取得することができる。

年度において2日

(17) 略

2 前項第1号から第8号まで、第10号及び第12号から第17号までの特別休暇は有給とし、第9号及び第11号の特別休暇は無給とする。

(介護休暇)

第15条 外国語指導助手（介護休業の開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、当該外国語指導助手の任用期間（再度任用される場合の期間を含む。）が満了することが明らかでない者に限る。以下この条から第17条までにおいて同じ。）が、介護対象家族（次項に規定する者をいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護対象家族の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、1の年度において5日（介護対象家族が二人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で委員会の承認を受け、介護休暇を取得することができる。

2 介護対象家族は、次に掲げる者であつて、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。

(1) 配偶者

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) 配偶者の子
- (8) 孫
- (9) 父母の配偶者
- (10) 子の配偶者
- (11) 配偶者の父母の配偶者
- (12) 配偶者の子の配偶者

(介護休業)

第16条 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる外国語指導助手（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。）が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められるときは、通算して93日の範囲内で委員会の承認を受け、介護休業を取得することができる。

第16条 外国語指導助手は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により、介護対象家族を介護するため、委員会の承認を受け、介護休業をすることができる。

2. 外国語指導助手は、介護対象家族の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回以内に限り、介護休業の申出をすることができる。この場合において、介護休業をすることができる期間は、当該状態について通算して93日を超えることができない。

3. 任用期間の末日及び再度の任用期間の初日が接続する場合において、当該末日及び初日が前項の申出の末日及び初日となるときは、これらの申出は1回の申出とみなす。

(介護時間)

(介護時間)
第17条 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる外国語指導助手（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。）が、要介

第17条 外国語指導助手が、介護対象家族の介護をするため、1の年度内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、委員会の承認を受け、介護時間を取得することができる。

護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときは、1日につき2時間を超えない範囲内で委員会の承認を受け、介護時間を取得することができる。

（免職、休職等）

第30条 略

2 委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第13条第1項第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第33条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（日曜日、土曜日、祝日法による休日及び代休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合

(2) 略

3 略

（休暇及び休職の手続）

第34条 第12条第1項、第13条第1項第1号から第11号まで及び第14条から第17条までの休暇等を取得する場合は予定日数を、第13条第1項第12号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ所属長に届け出て承認

2 介護時間を請求することのできる期間は、介護対象家族の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに当該外国語指導助手の任用期間の末日までの期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で、必要と認められる期間とする。この場合において、介護時間を取得することができる期間は、当該状態について連続して3年を超えることができない。

（免職、休職等）

第30条 略

2 委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第13条第1項第7号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第33条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（日曜日、土曜日、祝日法による休日及び代休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合

(2) 略

3 略

（休暇及び休職の手続）

第34条 第12条第1項、第13条第1項第1号から第16号まで及び第14条から第17条までの休暇等を取得する場合は予定日数を、第13条第1項第17号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ所属長に届け出て承認

を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後において速やかに届け出て所属長の承認を得なければならない。 2～4 略	を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後において速やかに届け出て所属長の承認を得なければならない。 2～4 略
--	--

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市外国語指導助手の任期、勤務時間、休暇等について、他団体における外国語指導助手及び本市における他の会計年度任用職員との取扱いの差異により、不利益を生じさせないよう、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市外国語指導助手の任期，勤務時間，休暇等について，他団体における外国語指導助手及び本市における他の会計年度任用職員との取扱いの差異により，不利益を生じさせないよう，所要の規定の整備を行うため，この規則案を提出するものです。

2 改正の内容

- (1) 任期について，語学指導等を行う外国青年招致事業及び姉妹友好都市の招致の実施に際して，特例を認めます。
- (2) 1週間の勤務に割り振られる勤務時間が38時間45分を超えないこととします。
- (3) 特別休暇における結婚休暇に係る期間を7日とします。
- (4) 特別休暇における不妊治療のための休暇に係る規定の新設をします。
- (5) 特別休暇における産前産後休暇を有給とします。
- (6) 特別休暇における出生サポート休暇に係る規定の新設をします。
- (7) 特別休暇における保育時間の休暇に係る規定に，女子優先規定の追加をします。
- (8) 特別休暇における生理休暇は，2日までを有給とし，2日を超える期間を無給とします。
- (9) 特別休暇における子看護休暇に係る規定の対象となる子を中学校就学の始期に達するまでの子とします。
- (10) 特別休暇における妊産疾病に係る規定を追加します。
- (11) 特別休暇における妊産婦の休息・補食に係る規定の新設をします。
- (12) 特別休暇における自主研究休暇に係る規定の新設をします。
- (13) 介護休暇，介護休業，介護時間に係る規定を呉市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則に合わせます。

3 施行期日

令和4年4月1日

寄附受納について

学校施設課

呉市立郷原中学校の生徒に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
郷原女性会	郷原中学校図書館 リニューアルに 係る物品	一式	4,230,905円	R4. 3. 2

報告第5号

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

1 概要

発生日	学校名	患者	臨時休業
2月18日(金)	仁方小学校(1学級)	児童1名	2月19日(土)~2月20日(日)
	波多見小学校(1学級)	児童1名	2月19日(土)~2月21日(月)
	広中央中学校(1学級)	生徒1名	2月19日(土)~2月20日(日)
	呉市立小学校(1校)	児童1名	なし(消毒なし)
2月19日(土)	仁方小学校(1学級)	児童1名	2月19日(土)~2月21日(月)
	和庄小学校(1学級)	児童1名	2月20日(日)~2月21日(月)
	港町小学校(1学級)	児童1名	2月20日(日)~2月21日(月)
	吉浦小学校(2学級)	児童2名	2月20日(日)~2月21日(月)
	音戸中学校(1学級)	生徒1名	2月20日(日)~2月21日(月)
2月20日(日)	昭和西小学校(1学級)	児童1名	2月21日(月)
	呉市立小学校(2校)	児童2名	なし(消毒なし)
2月21日(月)	呉市立小学校(3校)	児童3名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
2月22日(火)	横路小学校(1学級)	教職員1名	2月23日(水)~2月24日(木)
	呉市立小学校(3校)	児童4名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(5校)	生徒6名	なし(消毒なし)
2月23日(水)	昭和北小学校(2学級)	児童2名	2月24日(木)
	郷原中学校(1学級)	生徒1名	2月24日(木)
	呉市立小学校(3校)	児童3名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
2月24日(木)	呉中央小学校(1学級)	児童1名	2月25日(金)
	吉浦小学校(1学級)	児童1名	2月25日(金)
	川尻小学校(2学級)	児童2名	2月25日(金)
	東畑中学校(1学級)	生徒1名	2月25日(金)
	呉高等学校(1学年)	生徒2名	2月25日(金)
	呉市立小学校(1校)	児童1名	なし(消毒なし)

	呉市立中学校 (2校)	生徒2名	なし (消毒なし)
2月25日(金)	昭和中央小学校(1学級)	児童1名	2月26日(土)~2月27日(日)
	川尻小学校 (1学級)	児童1名	2月26日(土)~2月27日(日)
	東畑中学校 (1学級)	生徒2名	2月25日(金)~2月27日(日)
	呉高等学校 (1学年)	生徒2名	2月25日(金)~2月27日(日)
	呉市立小学校 (5校)	児童6名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (2校)	教職員1名 生徒1名	なし (消毒なし)
2月26日(土)	白岳小学校 (1学級)	教職員1名 児童1名	2月27日(日)~2月28日(月)
	白岳小学校 (1学級)		2月27日(日)
	宮原小学校 (1学級)	児童1名	2月27日(日)~2月28日(月)
	明立小学校 (2学級)	児童2名	2月27日(日)~2月28日(月)
	昭和中央小学校 (1学級)	児童2名	2月27日(日)~2月28日(月)
	昭和中央小学校 (1学級)		2月26日(土)~2月27日(日)
	川尻小学校 (1学級)	児童1名	2月27日(日)
	東畑中学校 (1学級)	生徒1名	2月25日(金)~2月27日(日)
	呉高等学校 (1学年)	生徒1名	2月25日(金)~2月27日(日)
	呉市立小学校 (2校)	児童3名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
	2月27日(日)	白岳小学校 (2学級)	児童2名
荘山田小学校(1学級)		児童1名	2月28日(月)
白岳中学校 (1学級)		生徒1名	2月28日(月)
呉市立小学校 (1校)		児童2名	なし (消毒なし)
呉市立中学校 (1校)		教職員1名	なし (消毒なし)
2月28日(月)	呉市立小学校 (2校)	教職員1名 児童3名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (2校)	生徒2名	なし (消毒なし)
3月 1日(火)	昭和北小学校(1学級)	児童1名	3月2日(水)~3月4日(金)
	川尻小学校 (1学級)	児童1名	3月2日(水)~3月3日(木)
	呉中央中学校(1学級)	生徒1名	3月2日(水)~3月3日(木)
	呉市立小学校 (4校)	児童4名	なし (消毒なし)
	呉市立学校 (2校)	生徒2名	なし (消毒なし)
3月 2日(水)	呉中央小学校(1学級)	児童1名	3月3日(木)
	昭和北小学校(1学級)	児童1名	3月3日(木)~3月4日(金)

	広中央中学校(1学級)	生徒1名	3月3日(木)~3月4日(金)
	呉市立小学校(4校)	児童5名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(1校)	生徒2名	なし(消毒なし)
3月 3日(木)	郷原小学校(1学級)	児童1名	3月4日(金)~3月5日(土)
	昭和北小学校(1学級)	児童1名	3月4日(金)
	宮原中学校(1学級)	生徒1名	3月4日(金)~3月6日(日)
	呉市立小学校(1校)	児童1名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(2校)	生徒2名	なし(消毒なし)
3月 4日(金)	郷原小学校(1学級)	児童1名	3月4日(金)~3月6日(日)
	広中央中学校(1学級)	生徒1名	3月5日(土)
	宮原中学校(1学級)	生徒1名	3月5日(土)
	東畑中学校(1学級)	生徒1名	3月5日(土)
	呉市立小学校(3校)	児童3名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(1校)	生徒2名	なし(消毒なし)
3月 5日(土)	呉中央小学校(1学級)	児童1名	3月6日(日)~3月7日(月)
	昭和北小学校(1学級)	児童4名	3月6日(日)
	宮原中学校(1学級)	生徒1名	3月5日(土)~3月6日(日)
	呉市立学校(2校)	生徒2名	なし(消毒なし)
3月 6日(日)	昭和北小学校(1学級)	児童2名	3月6日(日)~3月8日(火)
	川尻小学校(1学級)	児童1名	3月7日(月)
	呉中央中学校(1学級)	生徒1名	3月7日(月)
	呉市立小学校(1校)	児童1名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
3月 7日(月)	呉市立小学校(3校)	教職員1名 児童5名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(5校)	教職員1名 生徒4名	なし(消毒なし)
3月 8日(火)	昭和北小学校	児童1名	なし(消毒なし)
	呉市立小学校(4校)	児童4名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(2校)	生徒2名	なし(消毒なし)
3月 9日(水)	広小学校(1学級)	児童1名	3月10日(木)~3月11日(金)
	呉市立小学校(2校)	児童2名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(2校)	生徒3名	なし(消毒なし)
3月10日(木)	広小学校(1学級)	児童1名	3月11日(金)~3月12日(土)

	横路小学校 (1学級)	児童1名	3月11日(金)~3月12日(土)
	明立小学校 (2学級)	児童2名	3月11日(金)
	荘山田小学校(1学級)	児童1名	3月11日(金)~3月13日(日)
	昭和北小学校(1学級)	児童1名	3月11日(金)~3月12日(土)
	呉高等学校 (1学級)	教職員1名 生徒1名	3月11日(金)~3月12日(土)
	呉市立小学校 (3校)	児童3名	なし (消毒なし)
3月11日(金)	広中央中学校(1学級)	生徒1名	3月12日(土)~3月13日(日)
	呉高等学校 (1学級)	生徒1名	3月13日(日)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
3月12日(土)	和庄小学校 (1学級)	児童2名	3月13日(日)~3月14日(月)
	荘山田小学校(1学級)	児童1名	3月13日(日)
	昭和西小学校(1学級)	児童1名	3月13日(日)~3月14日(月)
	昭和北小学校(1学級)	児童1名	3月13日(日)
	昭和中学校 (1学級)	生徒1名	3月13日(日)
	宮原中学校	生徒2名	実施済み (3月11日(金))
3月13日(日)	仁方小学校 (1学級)	児童1名	3月14日(月)
	安浦小学校 (1学級)	児童1名	3月14日(月)
	昭和中学校 (1学級)	生徒1名	3月14日(月)
	呉市立小学校 (1校)	児童1名	なし (消毒なし)
3月14日(月)	呉市立小学校 (6校)	児童7名	なし (消毒なし)
	呉市立学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
3月15日(火)	仁方小学校 (1学級)	児童1名	3月16日(水)~3月17日(木)
	呉市立小学校 (4校)	児童5名	なし (消毒なし)
	呉市立学校 (5校)	教職員1名 生徒6名	なし (消毒なし)
3月16日(水)	横路小学校 (1学級)	児童1名	3月17日(木)
	三坂地小学校(1学級)	児童2名	3月17日(木)~3月18日(金)
	昭和北小学校(1学級)	教職員1名	3月17日(木)~3月18日(金)
	仁方中学校 (1学級)	生徒1名	3月17日(木)~3月18日(金)
	呉市立小学校 (2校)	児童2名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
3月17日(木)	白岳中学校 (1学級)	生徒1名	3月18日(金)~3月19日(土)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)

3月18日(金)	横路小学校(1学級)	児童1名	3月19日(土)~3月20日(日)
	郷原小学校(1学級)	児童1名	3月19日(土)~3月20日(日)
	昭和中学校(1学級)	生徒1名	3月19日(土)~3月20日(日)
	呉市立小学校(4校)	教職員1名 児童3名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(2校)	生徒2名	なし(消毒なし)
3月19日(土)	白岳中学校(1学級)	生徒1名	3月20日(日)
	呉市立中学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
3月20日(日)	横路小学校(1学級)	児童1名	3月21日(月)
	呉市立小学校(3校)	児童3名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(2校)	教職員1名 生徒1名	なし(消毒なし)
3月21日(月)	呉市立小学校(2校)	児童2名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(2校)	生徒2名	なし(消毒なし)

※ 令和4年2月18日から令和4年3月21日まで

- ・ 陽性者が発生した学校： 45校(小：24校, 中高：21校)
- ・ 陽性となった学校関係者：237名(児童142名, 生徒83名, 教職員12名)
- ・ 臨時休業を実施した学校： 29校(小：19校, 中高：10校)

※ 2月18日以降の臨時休業は、当該学校の一部(学級閉鎖又は学年閉鎖)

2 集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた呉市立小中高等学校の対応

※ 開始時期 令和4年3月8日(火)

※ 各校の感染状況([A]~[C])に応じた対策を実施する。

[A] 感染者※が発生した日(陽性判明日)の翌日を起算日とし、1週間経過していない学校

[B] 1週間以上、感染者※が発生していない学校

[C] 2週間以上、感染者※が発生していない学校

※ここでいう感染者には「学校内での感染でないことが明らかなる者」かつ「感染可能期間に当該校の児童生徒及び教職員との接触がない者」は含まない。

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

[A] [B] [C]

- ・ 児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合には早めの受診を勧め、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 飲食時においては、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、速やかに帰宅するよう児童生徒に指導すること。
- ・ 休日において不要不急の外出を控える、友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう注意すること。
- ・ 学級閉鎖等で自宅待機となった児童生徒には、感染拡大防止の趣旨を理解させ、児童同士及び生徒同士で会うことを控えるよう指導すること。

(2) 授業

[A] [B] [C]

- ・原則，対面とする。
- ・分散登校や臨時休業等となった場合，タブレット端末等を活用し，オンライン授業，動画配信，学習課題の配布及び回収，健康観察等をできる範囲で実施すること。

[A]

- ・感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動（*）については，実施しないこと。

[B] [C]

- ・感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動（*）については，慎重に実施の可否を検討すること。
 - * 「児童生徒が長時間，近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - * 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - * 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - * 図画工作，美術，工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - * 家庭，技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - * 体育，保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 部活動について

[A]

- ・感染リスクを低減させた上で，活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし，大会，コンクール出場はこの限りではない。）。また，学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場は除く。）は行わないこと。
- ・中国大会以上の大会に出場する部については，けが防止等の観点から校長が認める場合には，開催1か月前から，出場するに当たり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・生徒の健康・安全の確保のため，教職員等が活動状況を確認し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

[B]

- ・感染リスクを低減させた上で，平日及び週休日（土日のいずれか）の活動も可とする。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場は除く。）は行わないこと。
- ・中国大会以上の大会に出場する部については，けが防止等の観点から校長が認める場合には，出場するに当たり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・生徒の健康・安全の確保のため，教職員等が活動状況を確認し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

[C]

- ・感染リスクを低減させた上で、平日及び週休日（土日）、休日の活動を可とする。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場は除く。）は実施を慎重に検討する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施を慎重に検討する。

[A] [B] [C]

- ・部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(4) 学校行事について

[A] [B]

- ・修学旅行等、校外における活動は、行き先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。特に、まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること。

[C]

- ・修学旅行等、校外における活動は、感染対策を講じた上で実施可とする。ただし、県境を越える移動については、行き先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。特に、まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること。

(5) 寄宿舎における感染症対策

[A] [B] [C]

- ・寄宿舎から自宅へ帰省する際には、移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。

(6) 学校訪問、研修及び部会等

[A] [B] [C]

- ・呉市教育委員会による呉市立学校への訪問・派遣等については、感染症対策を徹底した上で実施する。
- ・研修及び部会等については、換気・消毒の徹底や、配席の工夫等による身体的距離の確保など、感染症対策に万全を期して実施する。

(7) その他

[A] [B] [C]

- ・参観日や修学旅行説明会等を行う場合は、可能な限り参加者を把握することを前提として、換気・消毒の徹底や配席の工夫等による身体的距離の確保など、感染症対策に万全を期すこと。
- ・学校行事や参観日等の実施について、判断に困った場合は、学校安全課まで連絡すること。

